

施設の名称 : _____
施設を所有する会社の名称 : _____
代表者氏名 : _____
施設の住所 : 許可証記載のとおり _____
許可番号 : 許可証記載のとおり _____

第3条 (適正処理に必要な情報の提供)

1. 甲は、必要に応じて産業廃棄物の適正な処理のために必要な以下の情報を、「廃棄物データシート」(環境省の「廃棄物情報の提供に関するガイドライン(第2版)」を参照)を参考に書面にまとめ、あらかじめ乙に提供しなければならない。

ア 産業廃棄物の発生工程

イ 産業廃棄物の性状及び荷姿に関する事項

ウ 通常の保管状況の下での腐敗、揮発等性状の変化に関する事項

エ 混合等により生ずる支障に関する事項

オ 日本産業規格C〇九五〇号に規定する含有マークが付された産業廃棄物である場合には、含有マークの表示に関する事項

カ 石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、その旨

キ その他取扱いの注意事項

2. 甲は、委託契約期間中、適正な処理及び事故防止並びに処理費用等の観点から、委託する産業廃棄物につき乙の業務及び処理方法に支障を生ずるおそれがある性状等の変更があった場合は、乙に対し速やかに書面をもってその変更の内容及び程度の情報を通知する。

なお、乙の業務及び処理方法に支障を生ずるおそれがある場合の性状等の変更とは、製造工程又は産業廃棄物の発生工程の変更のうち産業廃棄物の性状の変更や腐敗等の変化、混入物の発生等が生じる場合であり、甲は乙と通知すべき変動幅の範囲については、あらかじめ甲乙協議のうえ定めることとする。

3. 甲は、委託する産業廃棄物のマニフェストの記載事項は正確にもれなく記載することとし、虚偽又は記載漏れがある場合は、乙は委託物の引き取りを一時停止しマニフェストの記載修正を甲に求め、修正内容を確認のうえ委託物を引き取ることとする。

4. 甲は、次の産業廃棄物について、契約期間内に以下に定めるとおり、公的検査機関又は環境計量証明事業所において「産業廃棄物に含まれる金属等の検定方法」(昭和48年2月環境庁告示第13号)による試験を行い、分析証明書を乙に提示する。

産業廃棄物の種類 : なし _____

提示する時期又は回数 : なし _____

第4条 (甲乙の責任範囲)

1. 乙は、甲から委託された産業廃棄物を、その積載の完了から、第2条第5項に規定する運搬の最終目的地における荷下ろし作業の完了まで、法令に基づき適正に収集・運搬しなければならない。

2. 乙が、前項の業務の過程において法令に違反した業務を行い、又は過失によって甲又は第三者に損害を及ぼしたときは、乙においてその損害を賠償し、甲に負担させない。
3. 乙が第1項の業務の過程において第三者に損害を及ぼした場合であって、甲の指図又は甲の委託の仕方（甲の委託した産業廃棄物の種類若しくは性状等による原因を含む。）に原因があるときは、甲においてその損害を賠償し、乙に負担させない。
4. 第1項の業務の過程において乙に損害が発生した場合であって、甲の指図又は甲の委託の仕方（甲の委託した産業廃棄物の種類若しくは性状等による原因を含む。）に原因があるときは、甲が乙にその損害を賠償する。

第5条（再委託の禁止）

乙は、本業務を第三者に委託してはならない。ただし、甲の書面による承諾を得て法令の定める再委託の基準にしたがう場合は、この限りではない。

第6条（義務の譲渡等）

乙は、事前に甲の書面による承諾を得ることなく本契約上の義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。

第7条（業務終了報告）

乙は、本業務が終了したときは、直ちに業務終了報告書を作成し甲に提出する。ただし、マニフェストB2票をもって代えることとする。

第8条（業務の一時停止）

1. 乙は、甲から委託された産業廃棄物の適正処理が困難となる事由が生じたときには、本業務を一時停止し、直ちに甲に当該事由の内容及び、甲における影響が最小限となる措置を講ずる旨を書面により通知する。この場合、甲は本業務が一時停止している間は、新たな処理の委託を行わないこととする。
2. 甲は、乙から前項の通知を受けたときは、速やかに現状を把握したうえ、適切な措置を講ずるものとする。

第9条（報酬・消費税・支払い）

1. 甲は、乙に対し一定の期日を定めて本業務に対する報酬を支払う。ただし、具体的な支払方法について別途定めのある場合はそれによる。
2. 本業務の報酬にかかる消費税及び地方消費税は、甲が負担する。
3. 本業務の報酬の額が、経済情勢の変化又は第3条第2項、第8条等により不相当となったときは、甲乙双方の協議によりこれを改定することができる。
4. 報酬の計算及び請求業務は別途定める。
5. 甲は、前項の規定による請求があったときには、請求を受けた日から30日以内に支払うものとする。

第10条（内容の変更）

甲又は乙は、必要がある場合は本業務の内容を変更することができる。この場合において、契約金額又は契約期間を変更するとき、又は予定数量に大幅な変動が生ずるときは、甲と乙で協議のうえ、書面によりこれを定めるものとする。第3条第2項、第8条の場合

も同様とする。

第11条（機密保持）

1. 甲及び乙は、この契約に関連して、業務上知り得た相手方の機密を第三者に漏らし
てはならない。当該機密を公表する必要がある場合には、相手方の文書による許諾
を得なければならない。
2. 甲及び乙は、本業務の検討に従事する必要最小限の自己及びその関係会社の役員又
は従業員に限り、相手方から開示された秘密情報のうち必要最小限の内容を開示する
ことができる。また、開示に際しては、自己が負担する秘密保持等の義務と同等の義
務を、その責務により関係会社に負担させるものとする。

第12条（契約の解除）

1. 甲及び乙は、相手方がこの契約の各条項のいずれかに違反したときは、催告の上こ
の契約の全部又は一部を解除することができる。
2. 前項の規定にかかわらず、甲及び乙は、相手方が次の各号の一にでも該当したとき
は、何らの催告なくしてこの契約の全部又は一部を解除することができるものとする
ほか、これにより被った損害を相手方に請求することができる。
 - (1) この契約に基づく債務の履行を一部でも怠り、催告しても是正しないとき
 - (2) 振出又は引受にかかる手形又は小切手が不渡りになる等支払停止をなしたとき
 - (3) 仮差押、仮処分、強制執行、競売、破産、民事再生、特別清算若しくは会社更生
手続の申し立てがあったとき又は租税滞納処分を受けたとき
 - (4) 合併によらず解散したとき
 - (5) 第13条に定める事項に違反したとき
3. 甲又は乙は、第1項及び第2項各号の一に該当したときは、この契約に基づく一切
の債務の履行につき当然に期限の利益を失い、直ちに全債務を履行しなければならない。
い。
4. 前各号の規定にかかわらず、甲又は乙から契約を解除した場合に、この契約に基づ
いて甲から引き渡しを受けた産業廃棄物の本業務が未だに完了していないものがある
ときは、乙又は甲は、次の措置を講じなければならない。
 - (1) 乙の義務違反により甲が解除した場合
 - イ 乙は、解除された後も、その産業廃棄物に対する本契約に基づく乙の業務を遂
行する責任は免れないことを承知し、その残っている産業廃棄物についての本業
務を自ら実行するか、若しくは甲の承諾を得たうえ、許可を有する別の業者に自
己の費用をもって行わせなければならない。
 - ロ 乙が他の業者に委託する場合に、その業者に対する報酬を支払う資金がないと
きは、乙はその旨を甲に通知し、資金のないことを明確にしなければならない。
 - ハ 上記ロの場合、甲は、当該業者に対し、差し当たり、甲の費用負担をもって、
乙のもとにある未処理の産業廃棄物の収集・運搬を行わしめるものとし、その負
担した費用を、乙に対して償還を請求することができる。
 - (2) 甲の義務違反により乙が解除した場合

乙は甲に対し、甲の義務違反による損害の賠償を請求するとともに、乙のもとにある未処理の産業廃棄物を、甲の費用をもって当該産業廃棄物を引き取ることを要求し、若しくは乙の費用負担をもって甲方に運搬した上、甲に対し当該運搬の費用を請求することができる。

第13条（反社会的勢力の排除）

1. 甲及び乙は、次の各号を表明し、保証する。
 - (1) 現在又は過去5年間において、自ら又はその主要な出資者若しくは役職員が反社会的勢力（「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」（平成3年法律第77号）に定義する暴力団及びその関係団体等をいう。以下同じ）でないこと
 - (2) 反社会的勢力に資金等を供与し又は便宜を供与するなどの関与をしないこと
 - (3) 反社会的勢力を利用し、又は自ら名乗るなどして相手方の名誉・信用を毀損し、若しくは業務の妨害を行い又は不当要求行為をなさないこと
 - (4) その他反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していないこと
2. 甲及び乙は、自ら又は第三者を利用して次の各号の行為を行わないことを誓約する。
 - (1) 暴力的な要求行為
 - (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - (3) 取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
 - (4) その他前各号に準ずる行為
3. 甲及び乙は、第1項及び第2項の規定を、自己の委託先及び調達先にも順守させるよう努める。
4. 甲及び乙は、第1項、第2項及び第3項に対する違反を発見した場合、直ちに相手方にその事実を報告するものとする。

第14条（協議）

この契約に定めのない事項又はこの契約の各条項に関する疑義が生じたときは、関係法令に従い、その都度甲乙が誠意をもって協議しこれを取り決めるものとする。

第15条（契約の有効期間）

この契約は、有効期間を契約日から令和8年7月31日までとする。

この契約の成立を証するために本書2通を作成し、甲乙は各々記名押印の上、各1通を保有する。

令和8年4月1日

甲 住 所：岡山市北区大供一丁目1番1号
氏 名：岡山市
岡山市長 大森 雅夫 ⑩

乙 住 所：
会社名：

⑩